

家事審判規則（原文は縦書き）

昭和二十二年十二月二十九日最高裁判所規則第十五号
改正 昭和二十三年一月二八日最高裁判所規則第三八号
同二十四年七月一日同第一二号
同二十五年五月八日同第一四号
同二十六年三月三十一日同第四号
同二十六年九月一五日同第一〇号
同二十九年五月二九日同第五号
同三十一年五月二日同第八号
同三十七年四月二五日同第四号
同四十六年六月一四日同第六号
同四十六年六月二三日同第九号
同四十九年九月一四日同第六号
同五十五年一〇月二三日同第八号
同六十二年十一月一八日同第四号
平成二年五月一六日同第四号
同八年一月一七日同第六号
同一二年一月七日同第一号
同一三年二月一九日同第一号
同一五年一〇月一日同第一四号
同一五年十一月二日同第二四号
同一七年一月一日同第一号
同一七年二月七日同第四号
同二〇年一〇月一日同第一〇号
同二三年二月八日同第一号
同二三年一月二日同第五号

家事審判規則を次のように定める。

家事審判規則目次（昭三一最裁規八・一部改正、平一二最裁規一・全改、平一五最裁規一
四・平一七最裁規四・一部改正）

第一章 総則（第一条 - 第十三条）

第二章 審判

第一節 総則（第十四条 - 第二十一条の五）

- 第二節 後見、保佐及び補助の開始
 - 第一款 後見の開始（第二十二條 - 第二十八條）
 - 第二款 保佐の開始（第二十九條 - 第三十條の六）
 - 第三款 補助の開始（第三十條の七 - 第三十條の十四）
- 第三節 不在者の財産の管理（第三十一條 - 第三十七條）
- 第四節 失踪の宣告（第三十八條 - 第四十四條）
- 第五節 婚姻關係（第四十五條 - 第五十九條）
- 第六節 親子關係（第六十條 - 第八十一條）
- 第七節 後見、保佐及び補助（第八十二條 - 第九十三條の三）
- 第八節 扶養（第九十四條 - 第九十八條）
- 第九節 相続（第九十九條 - 第一百十九條の八）
- 第十節 遺言（第一百二十條 - 第一百二十八條）

第三章 調停

- 第一節 通則（第一百二十九條 - 第一百四十二條の三）
- 第二節 家事調停官（第一百四十三條）

第四章 履行確保（第一百四十三條の二 - 第一百四十三條の十二）

附則

第一章 總則

第一條 家庭裁判所の審判及び調停に関しては、家事審判法（以下法という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。
（昭二三最裁規三八・一部改正）

第二條 申立をするには、その趣旨及び事件の実情を明かにし、証拠書類がある場合には、同時に、その原本又は謄本を差し出さなければならない。

第三條 申立その他の申述は、書面又は口頭でこれを行うことができる。
2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述しなければならない。この場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。
（昭二三最裁規三八・昭二四最裁規一二・昭三七最裁規四・一部改正）

第四條 家庭裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合には、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、これを他の家庭裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。
2 家庭裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を

処理するために適当であると認めるときは、これを他の家庭裁判所に移送することができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四条の二 前条の規定による移送の審判に対しては、当事者は、即時抗告をすることができる。

(昭二六最裁規一〇・追加)

第四条の三 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定で、裁判官に関するものは家事審判官及び参与員について、裁判所書記官に関するものは家庭裁判所の裁判所書記官について準用する。

(平八最裁規六・追加)

第四条の四 審判の期日における手続は、裁判長が指揮する。

(平一三最裁規一・追加)

第五条 事件の関係人は、自身出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。

2 弁護士でない者が前項の代理人又は補佐人となるには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。

3 家庭裁判所は、何時でも、前項の許可を取り消すことができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第六条 家庭裁判所の審判及び調停の手続は、これを公開しない。ただし、家庭裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(昭二三最裁規三八・平一五最裁規二四・一部改正)

第七条 家庭裁判所は、職権で、事実の調査及び必要があると認める証拠調をしなければならない。

2 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査又は証拠調を囑託することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じて事実の調査をさせることができる。

4 合議体の構成員に事実の調査をさせる場合には、裁判長がその家事審判官を指定する。

5 合議体の構成員が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その家事審判官が行う。

6 証拠調については、民事訴訟の例による。

(昭二三最裁規三八・昭二六最裁規一〇・平一三最裁規一・一部改正)

第七条の二 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項に規定する事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 前項の規定による報告には、意見をつけることができる。

(昭二六最裁規四・追加、昭二九最裁規五・昭三一最裁規八・平一三最裁規一・一部改正)

第七条の三 事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない。

(昭三一最裁規八・追加)

第七条の四 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

(昭三一最裁規八・追加)

第七条の五 家庭裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

2 第七条の二第二項の規定は、前項の措置について準用する。

(昭三一最裁規八・追加、平一三最裁規一・一部改正)

第七条の六 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の診断について準用する。

(昭三七最裁規四・追加、平一三最裁規一・一部改正)

第七条の七 第七条の四の規定は、医師たる裁判所技官に準用する。

(昭三七最裁規四・追加)

第八条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第九条 家庭裁判所又は調停委員会がする囑託の手続は、裁判所書記官がする。

(昭四六最裁規六・平八最裁規六・全改)

第十条 裁判所書記官は、家庭裁判所の手続について、調書を作らなければならない。ただし、裁判長(調停事件においては家事審判官)においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(昭二三最裁規三八・昭二四最裁規一二・昭三七最裁規四・平一三最裁規一・一部改正)

第十一条 事実の調査、証拠調、呼出、告知その他必要な処分の費用は、国庫においてこれを立て替える。但し、家庭裁判所は、費用を要する行為につき当事者にその費用を予納させることができる。

2 前項ただし書の場合において、家庭裁判所は、後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)に定める登記(第二十一条の四及び第二十一条の五において「後見登記法による登記」という。)の手数料に充てるための費用に限り、金銭に代えて収入印紙で予納させることができる。

3 前項の規定により予納させた収入印紙の管理については、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第十三条の規定により予納させた郵便切手の管理の例による。

(昭二三最裁規三八・平一二最裁規一・平二三最裁規一・一部改正)

第十二条 家庭裁判所は、事件の関係人の申立により、これを相当であると認めるときは、記録の閲覧若しくは謄写を許可し、又は裁判所書記官をして記録の正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書を交付させることができる。

2 当事者又は事件本人が、審判書若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは第百三十八条若しくは第百三十八条の二の規定により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は事件に関する証明書の交付を求めたときは、前項の規定にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができる。

(昭二三最裁規三八・昭二四最裁規一二・昭三七最裁規四・昭四六最裁規六・昭五五最裁規八・一部改正)

第十二条之二 裁判所書記官は、事件の関係人その他の者に対し通知をしたときは、その旨及び通知の方法を記録上明らかにしなければならない。

(昭三七最裁規四・追加、平八最裁規六・全改)

第十三条 過料の審判を受けた者は、その審判に対し即時抗告をすることができる。

第二章 審判

第一節 総則

第十四条 審判の結果について利害関係を有する者は、家庭裁判所の許可を受けて、審判手続に参加することができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十五条 申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によつて手続を続行することができない場合には、法令によりその申立をする資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。

2 家庭裁判所は、前項の場合において必要があると認めるときは、その申立をする資格のある者に手続を受継させることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十五条之二 審判前の保全処分の申立てをするときは、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしなければならない。

2 前項の申立てをした者は、第七条第一項の規定にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。

(昭五五最高規八・追加)

第十五条之三 審判前の保全処分の申立人は、申立て(次に掲げる申立てを除く。)を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

一 第二十三条第一項(第百六条第一項(第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て

二 第六十四条の五第一項(第六十四条の十二において準用する場合を含む。))及び第七十四条第一項(第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三

項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て

2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。

3 前項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復の困難な損害が生ずべきことについて疎明があつたときは、高等裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができる。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は前項の疎明について、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四条の規定は前項の担保について準用する。

(昭五五最裁規八・追加、昭六二最裁規四・平二最裁規四・平一二最裁規則一・一部改正)

第十五条の四 審判前の保全処分を取り消す審判は、前条第二項に規定する者の申立てにより、又は職権で行う。

2 第十五条の二の規定は前項の申立てについて、前条の規定は同項の規定による審判(法第十五条の三第七項において準用する民事保全法第三十三条の規定による審判を含む。)について準用する。この場合において、前条第一項中「審判前の保全処分の申立人」とあるのは「申立人」と、同条第二項中「本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者」とあるのは「審判前の保全処分の申立人」と読み替えるものとする。

(昭五五最裁規八・追加、平二最裁規四・一部改正)

第十五条の五 民事保全法第三十三条の規定は、第十五条の三第二項の規定による即時抗告に基づき審判前の保全処分を取り消す裁判について準用する。

(平二最裁規四・追加)

第十五条の六 民事保全規則(平成二年最高裁判所規則第三号)第十二条、第十七条、第十八条(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条第一項、同条第二項及び第二十条(これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。)並びに第二十二条の規定は、審判前の保全処分について準用する。この場合において、同規則第十八条中「申立書」とあるのは「申立てをする」と、「記載しなければ」とあるのは「明らかにしなければ」と、同規則第十九条第一項中「申立ての趣旨の記載は」とあるのは「申立ての趣旨を明らかにするには」と、「記載すれば」とあるのは「明らかにすれば」と、同条第二

項中「申立書」とあるのは「申立て」と、「記載」とあるのは「特定」と、同規則第二十条中「申立書」とあるのは「申立てをする」と、「添付しなければ」とあるのは「差し出さなければ」と読み替えるものとする。

(平二最裁規四・追加)

第十六条 審判をするには、特別の定のある場合を除いては、審判書を作り、主文及び理由の要旨を記載し、家事審判官が、これに署名押印しなければならない。但し、即時抗告をすることができない審判については、申立書又は調書に審判の主文を記載し、家事審判官がこれに署名押印して、審判書に代えることができる。

2 合議体の家事審判官が審判書に署名押印することに支障があるときは、他の家事審判官が審判書にその事由を付記して署名押印しなければならない。

3 前二項の署名押印は、記名押印をもつてこれに代えることができる。

(昭四六最裁規九・平一三最裁規一・一部改正)

第十七条 即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が、審判の告知を受けたときは告知を受けた日から、告知を受けないときは事件の申立人が告知を受けた日から進行する。但し、特別の定のあるときは、この限りでない。

(昭三七最裁規四・一部改正)

第十八条 即時抗告については、その性質に反しない限り、審判に関する規定を準用する。

第十九条 高等裁判所は、即時抗告が理由があるものと認めるときは、審判を取り消して、事件を家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 高等裁判所は、相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、審判を取り消して、みずから事件につき審判に代わる裁判をすることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十条 審判手続中の事件について、調停の申立があつたとき、又は法第十一条の規定により事件が調停に付されたときは、家庭裁判所は、調停が終了するまで審判手続を中止することができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十一条 公告は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、且つ、官報に掲載してこれをする。但し、家庭裁判所が相当であると認めるときは、日刊新聞紙にも掲載してこれをする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十一条の二 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で戸籍の記載の嘱託を要するものは、次に掲げる審判とする。

- 一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判
 - 二 未成年後見人又は未成年後見監督人を選任する審判
 - 三 未成年後見人又は未成年後見監督人の辞任を許可する審判
 - 四 未成年後見人又は未成年後見監督人を解任する審判
 - 五 数人の未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しの審判
- 2 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）で戸籍の記載の嘱託を要するものは、第六十四条の五（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）又は第七十四条（第七十条、第七十二条、第八十六条及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により親権者、未成年後見人又は未成年後見監督人の職務の執行を停止する審判及びその職務代行者を選任し、又は改任する審判（これらの審判に代わる法第十五条の三第五項の裁判を含む。）とする。（昭五五最裁規八・追加、昭六二最裁規四・平二最裁規四・一部改正、平一二最裁規一・全改、平二三最裁規五・一部改正）

第二十一条の三 戸籍の記載を嘱託する場合には、嘱託書に次に掲げる事項を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

- 一 事件本人及び当該戸籍の記載に係る未成年者の氏名及び戸籍の表示（法人である事件本人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
 - 二 戸籍の記載の原因及びその原因が生じた日
 - 三 戸籍の記載をすべき事項
 - 四 嘱託の年月日
 - 五 裁判所書記官の氏名及び所属裁判所
- 2 前項の嘱託書には、戸籍の記載の原因を証する書面を添付しなければならない。（昭五五最裁規八・追加、平一二最裁規一・平二三最裁規五・一部改正）

第二十一条の四 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で後見登記法による登記の嘱託を要するものは、次に掲げる審判とする。

- 一 法第九条第一項甲類第一号から第二号の三までに掲げる事項についての審判（民法（明治二十九年法律第八十九号）第十三条第三項及び第十七条第三項の規定による許可の審判を除く。）
- 二 法第九条第一項甲類第十四号から第十六号までに掲げる事項についての審判（民法第八百四十条第一項及び第二項、第八百四十四条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）、第八百四十六条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）並

びに第四百四十九条の規定による未成年後見人及び未成年後見監督人の選任、辞任の許可及び解任の審判を除く。)

三 法第九条第一項甲類第十八号に掲げる事項についての審判(民法第八百五十七条の二第二項から第四項まで(同法第八百五十二条において準用する場合を含む。))の規定による数人の未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しの審判を除く。)

2 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第十五条の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む。)で後見登記法による登記の囑託を要するものは、次に掲げる審判(これらの審判に代わる同項の裁判を含む。)とする。

一 第二十三条第二項、第三十条第二項又は第三十条の八第二項の規定により財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ずる審判及びその財産の管理者を改任する審判

二 第八十六条、第九十二条第二項及び第九十三条第三項において準用する第七十四条の規定により成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の職務の執行を停止する審判及びその職務代行者を選任し、又は改任する審判

3 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が効力を生じた場合において、任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第十条第三項の規定により終了する任意後見契約があるときは、裁判所書記官は、遅滞なく、登記所に対し、その任意後見契約が終了した旨の後見登記法による登記を囑託しなければならない。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・平二三最裁規五・一部改正)

第二十一条の五 後見登記法による登記を囑託する場合には、囑託書に次に掲げる事項を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

一 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は第二十三条第二項、第三十条第二項若しくは第三十条の八第二項の規定により財産の管理者の後見、保佐若しくは補助を受けるべきことを命ぜられた者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)

二 登記すべき事項を記録すべき登記記録があるときは、その登記記録の登記番号

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 囑託の年月日

六 裁判所書記官の氏名及び所属裁判所

七 登記所の表示

八 登記手数料の額

2 前項の囑託書には、登記の事由を証する書面を添付しなければならない。

(平一二最裁規一・追加)

第二節 後見、保佐及び補助の開始（平一二最裁規一・改称）

第一款 後見の開始（平一二最裁規一・款名追加）

第二十二條 法第九條第一項甲類第一号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八・平一二最裁規一・一部改正）

第二十三條 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

2 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第九條ただし書に規定する行為を除く。第六項において同じ。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による審判（以下この条において「後見命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。

4 後見命令の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

5 後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第三項の規定による告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行する。

6 後見命令の審判があつたときは、本人及び財産の管理者は、本人がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

7 第三十二條第一項及び第三十三條から第三十六條までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

（昭二三最裁規三八・一部改正、昭五五最裁規八・全改、平一二最裁規一・平一七最裁規四・一部改正）

第二十四條 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(昭二三最裁規三八・平一二最裁規一・一部改正)

第二十五条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の陳述を聴かなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正、平一二最裁規一・全改)

第二十六条 後見開始の審判は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

2 後見開始の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

(平一二最裁規一・全改)

第二十七条 民法第七条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、前条第一項の規定による成年後見人に選任される者に対する告知があつた日(複数ある場合には、そのうち最も遅い日)から進行する。

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(昭三七最裁規四・平一二最裁規一・一部改正)

第二十八条 後見開始の審判を取り消す審判は、成年後見人及び成年後見監督人に告知しなければならない。

2 民法第十条に掲げる者は、後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正、平一二最裁規一・全改)

第二款 保佐の開始(平一二最裁規一・款名追加)

第二十九条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(平一二最裁規一・全改)

第三十条 保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理

者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

2 保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による審判（以下この条において「保佐命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。

4 保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、法第十五条の三第四項の規定による告知があつた日及び前項の規定による告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。

5 保佐命令の審判があつたときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

（昭五五最裁規八・一部改正、平一二最裁規一・全改、平一七最裁規四・一部改正）

第三十条の二 第二十四条及び第二十五条の規定は、保佐開始の審判をする場合について準用する。

（平一二最裁規一・追加）

第三十条の三 保佐開始の審判は、民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

（平一二最裁規一・追加）

第三十条の四 民法第十一条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、保佐開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、法第十三条の規定による告知があつた日及び前条の規定による保佐人に選任される者に対する告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。

2 第二十七条第二項の規定は、保佐開始の審判の申立てを却下する審判について準用する。

（平一二最裁規一・追加）

第三十条の五 民法第十三条第二項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による審判は、

保佐人に告知しなければならない。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三十条の六 保佐開始の審判を取り消す審判は、保佐人及び保佐監督人に告知しなければならない。

2 民法第十四条第一項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三款 補助の開始(平一二最裁規一・款名追加)

第三十条の七 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件(民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。)は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三十条の八 補助開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

2 補助開始の審判及び民法第十七条第一項の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為(同法第十三条第一項に規定する行為であつて、同法第十七条第一項の審判の申立てに係るものに限る。第五項において同じ。)につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による審判(以下この条において「補助命令の審判」という。)は、財産の管理者に告知しなければならない。

4 補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、法第十五条の三第四項の規定による告知があつた日及び前項の規定による告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。

5 補助命令の審判があつたときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三十条の九 家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、本人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならない。

(平一二最裁規一・追加)

第三十条の十 第二十五条の規定は、補助開始の審判をする場合について準用する。

(平一二最裁規一・追加)

第三十条の十一 補助開始の審判は、民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

(平一二最裁規一・追加)

第三十条の十二 民法第十五条第一項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、法第十三条の規定による告知があつた日及び前条の規定による補助人に選任される者に対する告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。

2 第二十七条第二項の規定は、補助開始の審判の申立てを却下する審判について準用する。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三十条の十三 民法第十七条第一項及び第三項並びに第十八条第二項の規定による審判は、補助人に告知しなければならない。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三十条の十四 補助開始の審判を取り消す審判は、補助人及び補助監督人に告知しなければならない。

2 民法第十八条第一項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(平一二最裁規一・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第三節 不在者の財産の管理(平一七最裁規四・改称)

第三十一条 不在者の財産の管理に関する審判事件は、その住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第三十二条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人(不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。)を改任することができる。

2 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規四・一部改正)

第三十三条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

2 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

3 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第三十四条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第三十五条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

2 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

3 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

(昭二三最裁規三八・昭和五五最裁規八・一部改正)

第三十六条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規四・一部改正)

第三十七条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪の宣告があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規四・一部改正)

第四節 失踪の宣告（平一七最裁規四・改称）

第三十八条 失踪に関する審判事件は、不在者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
（昭二三最裁規三八・一部改正）

第三十九条 失踪の宣告をするには、公示催告の手續を経なければならない。
（平一七最裁規四・一部改正）

第四十条 公示催告には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 不在者の氏名、住所及び出生の年月日
 - 三 不在者は、公示催告期間の満了の日までにその生存の届出をすべく、若しその届出をしないときは、失踪の宣告を受くべき旨
 - 四 不在者の生死を知る者は、公示催告期間の満了の日までにその届出をすべき旨
 - 五 公示催告期間の満了の日
- 2 公示催告期間は、民法第三十条第一項の場合には六箇月以上、同条第二項の場合には二箇月以上でなければならない。
（昭三七最裁規四・一部改正）

第四十一条 公示催告の公示は、公告の方法でこれをする。

第四十二条 本人又は利害関係人は、失踪の宣告をする審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行する。
2 第二十七条第二項の規定は、失踪の宣告の申立を却下する審判にこれを準用する。
（昭三七最裁規四・平一七最裁規四・一部改正）

第四十三条 利害関係人は、失踪の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、前条第一項後段の規定を準用する。
2 本人又は利害関係人は、失踪の宣告の取消の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第四十四条 失踪の宣告をする審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、失踪者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。
2 前項の規定は、失踪の宣告を取り消す審判が確定した場合について準用する。

(平一七最裁規一・全改、平一七最裁規四・一部改正)

第五節 婚姻関係

第四十五条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四十六条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。

(昭三七最裁規四・一部改正)

第四十七条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

(昭五五最裁規八・一部改正)

第四十八条 前条の管理者の変更に附帯して共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによつて、共有財産の分割の処分をすることができる。

2 家庭裁判所が共有財産の分割を許可した場合において、その分割の協議が調わないときも、前項と同様とする。

3 第百四条、第百五条、第百六条第一項及び第百九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・平一七最裁規四・一部改正)

第四十九条 財産の管理者の変更又は共有財産の分割の処分に関する審判においては、金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第五十条 夫又は妻は、財産の管理者の変更、共有財産の分割の許可又は共有財産の分割の処分に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

(平一七最裁規四・一部改正)

第五十一条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。

(昭五五最裁規八・一部改正)

第五十二条 婚姻の取消し又は離婚の場合における子の監護者の指定その他の子の監護に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

(昭二三最裁規三八・平二三最裁規五・一部改正)

第五十二条の二 子の監護者の指定その他の子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

(昭五五最裁規八・追加、平二三最裁規五・一部改正)

第五十三条 家庭裁判所は、子の監護者の指定その他の子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができる。

(昭二三最裁規三八・平二三最裁規五・一部改正)

第五十四条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他の子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かなければならない。

(昭二三最裁規三八・平二三最裁規五・一部改正)

第五十五条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他の子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

(昭三七最裁規四・昭五五最裁規八・平二三最裁規五・一部改正)

第五十六条 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二の規定は、婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

(昭五五最裁規八・一部改正)

第五十七条 婚姻の取消、離婚、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第五十八条 家庭裁判所は、前条の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具又は墳墓の引渡を命ずることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第五十九条 当事者又は利害関係人は、第五十七条の所有権の承継者の指定に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第六節 親子関係

第六十条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規四・一部改正)

第六十一条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで及び前条の規定は、子の認知の場合における子の監護者の指定その他の子の監護に関する審判事件にこれを準用する。

(昭五五最裁規八・平二三最裁規五・一部改正)

第六十二条 第二十七条第二項、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、子の氏の変更についての許可に関する審判事件にこれを準用する。

第六十三条 養子をするについての許可に関する審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第六十三条の二 第二十七条第二項の規定は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判について準用する。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十三条の三 第二十七条第二項、第五十五条及び第六十条の規定は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定に関する審判事件に準用する。

(昭三七最裁規四・追加、昭六二最裁規四・旧第六十三条の二繰下)

第六十三条の四 第八十二条及び第八十三条第一項の規定は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任に関する審判事件について準用する。

(昭三七最裁規四・追加、昭六二最裁規四・旧第六十三条の三繰下、平一二最裁規一・一部改正)

第六十四条 離縁をするについての許可に関する審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・昭六二最裁規四・一部改正)

第六十四条の二 利害関係人は、離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができる。

2 第二十七条第二項の規定は、離縁をするについての許可の申立てを却下する審判について準用する。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の三 特別養子縁組の成立に関する審判事件は、養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の四 特別養子縁組を成立させる審判の申立てをするときは、次の事項を明らかにしなければならない。

一 養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは、民法第八百十七条の六ただし書に規定する場合に該当することを示す事情

二 養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日、開始の経緯及び開始後の状況

三 児童相談所又は養子縁組をあつせんする事業を行う者(以下「児童相談所等」という。)のあつせんの有無並びにそのあつせんが行われたときは、当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

(昭六二最裁規四・追加、平二〇最裁規一〇・一部改正)

第六十四条の五 特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあつた場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。

(昭六二最裁規四・追加、平一二最裁規一・一部改正)

第六十四条の六 第七十五条の規定は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者について準用する。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の七 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立に関する審判をするには、養親となるべき者、養子となるべき者の父母、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者に対して親権を行う者で父母以外のもの及び成年に達した父母の成年後見人の陳述を聴かなければならない。この場合において、養子となるべき者の父母の同意なくして特別養子縁組を成立させる審判をするときは、父母の陳述は、審判の期日において聴くものとする。

(昭六二最裁規四・追加、平一二最裁規一・一部改正)

第六十四条の八 前条に掲げる者(養親となるべき者を除く。)は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができる。

2 第二十七条第二項の規定は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判について準用する。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の九 特別養子縁組を成立させる審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の十 特別養子縁組の成立に関する審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあつせんを行つた児童相談所等に対し、その旨を通知しなければならない。当該特別養子縁組について、家庭裁判所からの囑託に応じて調査を行つた児童相談所に対しても、同様とする。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の十一 特別養子縁組の離縁に関する審判事件は、養親の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の十二 第六十四条の五(養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。)及び第六十四条の六の規定は、特別養子縁組の離縁に関する審判事件について準用する。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の十三 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁に関する審判をするには、養親、養親の後見人、養子、養子の後見人、養子に対して親権を行う者で養親以外のもの及び実父母の陳述を聴かなければならない。この場合において、特別養子縁組の当事者を離縁さ

せる審判をするときは、養親、養子及び実父母の陳述は、審判の期日において聴くものとする。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の十四 前条に掲げる者は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができる。

2 第二十七条第二項の規定は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判について準用する。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十四条の十五 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養子の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

(昭六二最裁規四・追加)

第六十五条及び第六十六条 削除

(昭二三最裁規三八・一部改正、平二三最裁規五・削除)

第六十七条 第六十条の規定は、親権を行う者と子と利益が相反する行為についての特別代理人の選任に関する審判事件にこれを準用する。

第六十八条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。

第六十九条 第五十七条乃至第五十九条の規定は、縁組の取消又は離縁の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第七十条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

(昭五五最裁規八・一部改正)

第七十一条 親権者を指定する審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく子の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対しその旨を通知しなければならない。

(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正)

第七十二条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、

第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。
(昭五五最裁規八・一部改正)

第七十三条 親権喪失、親権停止又は管理権喪失に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
(昭二三最裁規三八・平二三最裁規五・一部改正)

第七十四条 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
2 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
(昭二三最裁規三八・一部改正、昭五五最裁規八・全改、平二三最裁規五・一部改正)

第七十五条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正)

第七十六条 家庭裁判所は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判をするには、本人の陳述を聴かなければならない。
(昭二三最裁規三八・平二三最裁規五・一部改正)

第七十七条 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を受けた者又はその親族は、その審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、本人が審判の告知を受けた日から進行する。
2 申立人、子若しくはその親族、未成年後見人又は未成年後見監督人は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
(昭三七最裁規四・平二三最裁規五・一部改正)

第七十八条 削除
(昭五五最裁規八・全改、平二三最裁規五・削除)

第七十九条 第七十一条、第七十三条及び第七十六条の規定は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しに関する審判事件について準用する。
(昭五五最裁規八・平一七最裁規四・平二三年最裁規五・一部改正)

第八十条 子若しくはその親族、未成年後見人又は未成年後見監督人は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消す審判に対し即時抗告をすることができる。この場合においては、第七十七条第一項後段の規定を準用する。

2 申立人又は本人若しくはその親族は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

(平一七最裁規四・平二三最裁規五・一部改正)

第八十一条 第七十三条の規定は、親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可に関する審判事件にこれを準用する。

第七節 後見、保佐及び補助(平一二最裁規一・改称)

第八十二条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第八十三条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。

2 家庭裁判所は成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならない。

(昭二三最裁規三八・平一二最裁規一・一部改正)

第八十四条 家庭裁判所は、何時でも、後見人に対し被後見人の療養看護、その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。

(昭二三最裁規三八・昭三七最裁規四・一部改正)

第八十五条 削除

(昭三七最裁規四・全改、昭五五最裁規八・平一二最裁規一・一部改正、平二三最裁規五・削除)

第八十六条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。

(昭三七最裁規四・昭五五最裁規八・一部改正)

第八十六条の二 家庭裁判所調査官は、後見人に民法第八百四十六条に規定する事由があ

ると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。

2 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。

一 解任すべき後見人及び被後見人の氏名及び住所（法人である後見人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）

二 後見開始の原因及び年月日

三 第一号の後見人が就職した年月日

四 解任すべき事由

五 その他参考となる事項

（昭三七最裁規四・追加、平一二最裁規一・平成二三最裁規五・一部改正）

第八十七条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。

2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

（昭三七最裁規四・平一二最裁規一・一部改正）

第八十八条 家庭裁判所は、適当な者に、後見の事務の調査若しくは被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

（昭二三最裁規三八・昭二五最裁規一四・一部改正、昭三七最裁規四・平一二最裁規一・全改）

第八十九条 家庭裁判所調査官は、民法第八百六十三条の規定による後見の事務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。

2 第八十六条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（昭二三最裁規三八・昭三一最裁規八・一部改正、平一二最裁規一・全改）

第九十条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について準用する。

（平一二最裁規一・平二三最裁規五・一部改正）

第九十一条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わつて行

う親権に関する審判事件について準用する。

(昭三七最裁規四・平一二最裁規一・一部改正)

第九十二条 第八十三条第一項、第八十四条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。

2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(平一二最裁規一・全改、平二三最裁規五・一部改正)

第九十三条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。

3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(平一二最裁規一・全改)

第九十三条の二 家庭裁判所は、適当な者に、保佐若しくは補助の事務の調査若しくは被保佐人若しくは被補助人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、被保佐人又は被補助人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

(平一二最裁規一・追加)

第九十三条の三 家庭裁判所調査官は、民法第八百七十六条の五第二項又は第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十三条の規定による保佐又は補助の事務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。

2 第八十六条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(平一二最裁規一・追加)

第八節 扶養

第九十四条 扶養に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 数人を相手方とする場合には、前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その

一人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第九十五条 第五十二条の二の規定は、扶養に関する審判事件について準用する。

(昭二三最裁規三八・一部改正、昭五五最裁規八・全改)

第九十六条 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第九十七条 当事者又は利害関係人は、扶養に関する審判に対し即時抗告を行うことができる。

第九十八条 第四十九条の規定は、扶養に関する審判にこれを準用する。

第九節 相続

第九十九条 相続に関する審判事件は、被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

2 遺産の分割の申立てがあつた場合において、寄与分を定める審判の申立てをするときは、前項の規定にかかわらず、その申立ては、当該遺産の分割の審判事件が係属している家庭裁判所にしなければならない。

(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正)

第一百条 推定相続人は、推定相続人の廃除の審判に対し即時抗告を行うことができる。

2 第二十七条第二項の規定は、推定相続人の廃除又はその取消しの申立てを却下する審判について準用する。

(平一七最裁規四・一部改正)

第一百一条 推定相続人の廃除又はその取消しの審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく廃除された者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対しその旨を通知しなければならない。

(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・平一七最裁規四・一部改正)

第一百二条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法第八百九十五条の規定による遺産の管理に関する処分にこれを準用する。

第百三条 第五十八条及び第五十九条の規定は、相続の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判にこれを準用する。

第百三条の二 寄与分を定める審判の申立てをするときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- 一 寄与の時期、方法及び程度その他の寄与の実情
- 二 遺産の分割の申立てがあつた場合にあつては、当該事件の表示
- 三 民法第九百十条に規定する場合にあつては、共同相続人及び相続財産の表示、認知された日並びに既にされた遺産の分割その他の処分の内容
(昭五五最裁規八・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第百三条の三 遺産の分割の申立て及び寄与分を定める審判の申立てがあつたときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならない。数人から寄与分を定める審判の申立てがあつたときも、同様とする。

(昭五五最裁規八・追加)

第百三条の四 家庭裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分を定める審判の申立てをすべき期間を定めることができる。この場合において、その期間は、一箇月以上でなければならない。

2 前項の規定に基づいて定められた期間が経過した後にされた寄与分を定める審判の申立ては、却下することができる。

3 第一項の期間が定められなかつた場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、家庭裁判所は、当該寄与分を定める審判の申立てを却下することができる。

(昭五五最裁規八・追加)

第百三条の五 相続人又は利害関係人は、寄与分を定める審判に対し、即時抗告をすることができる。

2 申立人は、寄与分を定める審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 遺産の分割の審判と寄与分の定めに関する審判とが併合してされたときは、寄与分の定めに関する審判についてのみ即時抗告をすることはできない。

4 寄与分の定めに関する審判に対して相続人又は利害関係人の一人がした即時抗告は、併合してされた他の寄与分の定めに関する審判についても、その効力を生ずる。

(昭五五最裁規八・追加)

第百四条 遺産の分割の申立てをするには、共同相続人及び利害関係人並びに民法第九百三条第一項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときは、その内容を示し、かつ、遺産の目録を差し出さなければならない。

(昭五五最裁規八・一部改正)

第百五条 家庭裁判所は、遺産の分割の申立てがあつた場合において相当であると認めるときは、その分割の申立てがあつたことを公告して、利害関係人の参加を求めることができる。

2 前項の公告をしたときは、家庭裁判所は、公告の日から三十日を経過しなければ遺産の分割の進めることができない。ただし、急を要する事項の実施を妨げない。

3 第一項の公告は、第二十一条の規定にかかわらず、相当であると認める方法でこれを行うことができる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規四・一部改正)

第百六条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

2 第十五条の三第二項の規定は遺産の競売又は換価を命ずる審判について、第十五条の四第一項の規定はこの審判を取り消す審判について準用する。

(昭二三最裁規三八・一部改正、昭五五最裁規八・全改、平一三最裁規一・一部改正)

第百七条 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ずる場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正、昭五五最裁規八・全改)

第百八条 遺産の競売又は換価を命ずる審判が確定したときは、裁判所書記官は、財産の管理者に対し、その旨を通知しなければならない。

(昭五五最裁規八・全改)

第百八条の二 遺産の競売を命ぜられた相続人は、執行裁判所又は執行官に対して競売の申立てをしたときは、その旨及び事件の表示を家庭裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、裁判所書記官は、執行裁判所又は執行官に対し、財産の管理者の氏名及び住所を通知しなければならない。

(昭五五最裁規八・追加、平八最裁規六・一部改正)

第百八条の三 家庭裁判所は、相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き、遺産を任意に売却すべきことを命ずることができる。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により遺産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、売却の方法及び期限その他の条件を付することができる。

3 第一項の規定により遺産のうち不動産について任意の売却を命ずるときは、家庭裁判所は、最低売却価額を定めなければならない。

4 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第二百二十三条及び第二百二十四条の規定は、第一項の規定による審判に基づいて動産を売却する場合について準用する。

（昭五五最裁規八・追加）

第百八条の四 遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人（以下「換価人」という。）は、遺産の競売又は換価の手続が終了したときはその結果を、遺産を競売し、又は換価することができなかつたときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。

2 遺産につき任意の売却手続が終了したときは、換価人は、直ちに、換価代金を財産の管理者に引き渡さなければならない。

3 第七十五条の規定は、換価人について準用する。

（昭五五最裁規八・追加）

第百九条 家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもつてする分割に代えることができる。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第百十条 第四十九条の規定は、遺産の分割の審判にこれを準用する。

第百十一条 相続人又は利害関係人は、遺産の分割の審判、遺産の分割禁止の審判及び遺産の分割の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第百十二条 家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立によつて、何時でも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による審判にこれを準用する。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第百十三条 第百十一条の規定は、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立を却下する審判にこれを準用する。

第百十四条 相続の限定承認若しくは放棄又はその取消の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。

2 相続の限定承認又は放棄の申述書には、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

- 一 申述者の氏名及び住所
- 二 被相続人の氏名及び最後の住所
- 三 被相続人との続柄
- 四 相続の開始があつたことを知つた年月日

五 相続の限定承認又は放棄をする旨

3 相続の限定承認又は放棄の取消の申述書には、前項第一号及び第二号の事項の外、左の事項を記載し、申述者又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

- 一 相続の限定承認又は放棄の申述を受理した家庭裁判所及び受理の年月日
- 二 相続の限定承認又は放棄の取消の原因
- 三 追認をすることができるようになった年月日
- 四 相続の限定承認又は放棄の取消をする旨

(昭二三最裁規三八・昭三七最裁規四・一部改正)

第百十五条 家庭裁判所は、前条第一項の申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならない。

2 第百十一条の規定は、前条第一項の申述を却下する審判にこれを準用する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第百十六条 数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任は、家庭裁判所が、限定承認の申述を受理したとき、職権で、これをする。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第百十七条 相続人は、相続財産の分離を命ずる審判に対し即時抗告をすることができる。

2 相続債権者、受遺者又は相続人の債権者は、相続財産の分離の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第百十八条 第三十二条乃至第三十七条の規定は、民法第九百十八条第二項及び第三項(同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。)、第九百四十三条(同法第九百五十条第二項において準用する場合を

含む。)又は第九百五十二条及び第九百五十三条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分にこれを準用する。

第百十九条 民法第九百五十二条第二項の公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所
- 二 被相続人の氏名、職業及び最後の住所
- 三 被相続人の出生及び死亡の場所及び年月日
- 四 相続財産の管理人の氏名及び住所

2 民法第九百五十八条の公告には、前項第一号乃至第三号の事項を掲げ、且つ、公告において、相続人は一定の期間内にその権利を申し出るように催告しなければならない。

(平一七最裁規四・一部改正)

第百十九条の二 相続財産の処分の申立をするには、被相続人との特別の縁故関係を明らかにしなければならない。

(昭三七最裁規四・追加)

第百十九条の三 相続財産の処分の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく相続財産の管理人に対しその旨を通知しなければならない。

(昭三七最裁規四・追加、昭五五最裁規八・平一七最裁規四・一部改正)

第百十九条の四 相続財産の処分に関する審判は、民法第九百五十八条の三第二項の期間が経過した後に行なければならない。

2 数人から相続財産の処分の申立てがあつたときは、審判手続及び審判は、併合して行なければならない。

(昭三七最裁規四・追加)

第百十九条の五 家庭裁判所は、相続財産の処分に関する審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かななければならない。

(昭三七最裁規四・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第百十九条の六 第百六条第二項、第百八条の三(第一項ただし書を除く。)並びに第百八条の四第一項及び第三項の規定は、相続財産の処分に関する審判事件について準用する。この場合において、第百八条の三第一項中「相当であると認めるときは、相続人の意見を聴き」とあるのは、「相当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

(昭三七最裁規四・追加、昭五五最裁規八・全改)

第百十九条の七 申立人又は相続財産の管理人は、相続財産の処分をする審判に対し即時抗告をすることができる。

2 第二十七条第二項の規定は、相続財産の処分の申立を却下する審判に準用する。

3 第百十九条の四第二項の場合において、申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員についてその効力を生ずる。

(昭三七最裁規四・追加、平一七最裁規四・一部改正)

第百十九条の八 第百十九条の三の規定は、相続財産の処分に関する審判が確定した場合に準用する。

(昭三七最裁規四・追加)

第十節 遺言

第百二十条 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

2 遺言の確認の申立は、前項の規定による外、遺言者の住所地の家庭裁判所にもこれを行うことができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第百二十一条 利害関係人は、遺言の確認の審判に対し即時抗告をすることができる。

2 遺言に立ち会った証人又は利害関係人は、遺言の確認の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第百二十二条 家庭裁判所は、遺言書の検認をするには、遺言の方式に関する一切の事実を調査しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第百二十三条 遺言書の検認については、調書を作り、左の事項を記載しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所

二 検認の年月日

三 相続人その他の利害関係人を立ち会わせたときは、その氏名及び住所

四 相続人その他の利害関係人若しくは証人を尋問し、又は鑑定人に意見の陳述をさせたときは、その氏名、住所及び陳述の要旨

五 事実の調査の結果

(平一七最裁規一・一部改正)

第二百二十四条 遺言書の検認がされたときは、裁判所書記官は、これに立ち会わなかつた申立人、相続人、受遺者その他の利害関係人に対しその旨を通知しなければならない。
(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正)

第二百五十五条 第八十三条第一項の規定は、遺言執行者の選任について準用する。
(平一三最裁規一・一部改正)

第二百二十六条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。
2 遺言執行者は、遺言執行者の解任の審判に対し即時抗告をすることができる。

第二百二十七条 利害関係人は、遺言執行者の選任又は解任の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。
2 遺言執行者は、その辞任の許可の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第二百二十八条 受遺者その他の利害関係人は、遺言の取消の審判に対し即時抗告をすることができる。
2 相続人は、遺言の取消の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第三章 調停

第一節 通則(平一五最裁規一四・追加)

第二百二十九条 調停事件は、相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とする。
2 第九十九条第二項の規定は、寄与分を定める調停事件について準用する。
(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正)

第二百二十九条の二 家庭裁判所は、法第十七条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立を受けた場合には、これを管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
2 家庭裁判所は、その管轄に属する事件について調停の申立を受けた場合においても、事件を処理するために必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の

全部又は一部を管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができる。

3 第四条の二の規定は、前二項の規定による移送の審判に準用する。

(昭二六最裁規一〇・追加)

第三百十条 調停の申立があつた事件について訴訟が係属しているとき、又は法第十八条第二項若しくは第十九条の規定により事件が調停に付されたときは、調停が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

第三百十一条 第十四条及び第十五条の規定は、調停手続にこれを準用する。

第三百十二条 調停委員会は、事件の実情によつて、家庭裁判所外の適当な場所で調停をすることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第三百十三条 調停委員会は、調停前に、調停のために必要であると認める処分を命ずることができる。

2 前項の処分は、執行力を有しない。

3 調停委員会は、第一項の処分をする場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

(昭二六最裁規一〇・一部改正)

第三百十四条 調停委員会における調停手続は、家事審判官がこれを指揮する。

第三百十五条 調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、家事審判官の決するところによる。

(昭二六最裁規一〇・一部改正)

第三百十六条 調停委員会の評議は、これを秘密とする。

第三百十六条の二 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。

2 調停委員会が前項の規定により意見を聴取することとしたときは、家庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定する。

3 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

(昭四九最裁規六・追加)

第百三十六条の三 調停委員会は、家庭裁判所又は簡易裁判所に紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を囑託することができる。

2 前項の規定による囑託を受けた家庭裁判所は、相当であると認めるときは、家事調停委員に当該囑託に係る意見の聴取をさせることができる。

(昭四九最裁規六・追加)

第百三十七条 調停委員会が調停を行う場合には、第五条第二項及び第三項、第六条ただし書、第七条第一項、第二項及び第六項、第七条の四、第七条の七並びに第八条に規定する家庭裁判所の権限は、調停委員会に属する。

(昭二三最裁規三八・昭三一最裁規八・昭三七最裁規四・平一三最裁規一・一部改正)

第百三十七条の二 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調をすることができる。

2 第七条の二第一項、第三項及び第四項並びに第七条の六の規定は、前項の規定により家事審判官が事実の調査をする場合に準用する。この場合において、第七条の六第二項中「第二項から第四項まで」とあるのは、「第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。

4 前項の規定は、調停手続における第七条第二項の規定による囑託に基づく事実の調査について準用する。

(昭二六最裁規四・追加、昭三七最裁規四・平八最裁規六・平一三最裁規一・一部改正)

第百三十七条の三 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第七条の五第一項の規定による措置をとらせることができる。

(昭三一最裁規八・追加、平一三最裁規一・一部改正)

第百三十七条の四 調停委員会は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができる。

(昭四九最裁規六・追加)

第百三十七条の五 第百三条の二及び第百三条の三の規定は、寄与分を定める調停事件について準用する。

(昭五五最裁規八・追加)

第百三十七条の六 第百四条及び第百五条の規定は、遺産の分割の調停事件について準用する。

(昭五五最裁規八・追加)

第百三十七条の七 法第二十一条の二の規定に基づき調停委員会が調停条項案を提示するには、書面に記載してしなければならない。この書面には、同条に定める効果を付記するものとする。

(昭四九最裁規六・追加、昭五五最裁規八・旧第百三十七条の五繰下)

第百三十七条の八 法第二十一条の二に規定する調停条項案を受諾する旨の書面の提出があつたときは、調停委員会は、その書面を提出した当事者の真意を確認しなければならない。

(昭四九最裁規六・追加、昭五五最裁規八・旧第百三十七条の六繰下)

第百三十八条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的で濫りに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないことができる。

第百三十八条の二 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、家庭裁判所が法第二十四条第一項の審判をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。法第二十三条に定める事件の調停につき、当事者間に合意が成立した場合において、家庭裁判所が同条の審判をしないときも、同様である。

(昭二六最裁規一〇・追加)

第百三十八条の三 法第二十一条第一項の規定により調停が成立した場合において、調停条項中に手続の費用に関する定をしないときは、各当事者は、その支出した費用をみずから負担するものとする。

(昭二六最裁規一〇・追加)

第百三十九条 法第二十三条の規定による審判に対しては、利害関係人が、法第二十四条第一項の規定による審判に対しては、当事者又は利害関係人が、異議の申立をすることができる。

2 異議の申立の期間は、当事者が審判の告知を受けた日から進行する。

(昭三七最裁規四・一部改正)

第四百十条 異議申立人は、異議の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第四百十条の二 法第二十一条の二の規定により当事者間に合意が成立したものとみなされ、調停が成立したときは、裁判所書記官は、調停条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(昭四九最裁規六・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百十一条 第三百三十八条又は第三百三十八条の二の規定により事件が終了したとき、又は法第二十五条第二項の規定により審判が効力を失つたときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正、昭二六最裁規一〇・全改、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百十二条 第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十六條の二、第三百三十六條の三、第三百三十七條の二第三項及び第四項、第三百三十七條の七から第三百三十八條の二まで並びに前條の規定は、家事審判官が一人で調停をする場合について準用する。

(昭二六最裁規一〇・昭四九最裁規六・昭五五最裁規八・平八最裁規六・一部改正)

第四百十二条の二 法第十九条第二項の規定により訴えの取下げがあつたものとみなされるときは裁判所書記官は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(昭二六最裁規一〇・追加、平八最裁規六・一部改正)

第四百十二条の三 離婚、離縁その他戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について、調停が成立し、又は法第二十三条若しくは法第二十四条第一項の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく事件本人の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対しその旨を通知しなければならない。

(昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正、平一五最裁規一四・旧第四百四十三条繰上)

第二節 家事調停官(平一五最裁規一四・追加)

第四百四十三条 家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定(第七条第六項の規定によりその例によることとされる民事訴訟に関する法令の規定を含む。)において家事審判官が行うものとして規定されている調停に関する権限のほか、次に掲

げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第二項及び第三項、第六条ただし書、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項、第三項及び第四項、第七条の四、第七条の五第一項、第七条の六第一項、同条第二項において準用する第七条の二第三項及び第四項、第七条の七において準用する第七条の四、第八条、第十一条第一項ただし書、第十二条第一項、第二百二十九条の二第一項及び第二項、第三百三十一条において準用する第十四条及び第十五条第二項、第三百六条の二第二項、第三百三十七条の五において準用する第三百三条の三並びに第三百三十七条の六において準用する第二百五条の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている調停に関する権限

二 第七条第六項の規定によりその例によることとされる民事訴訟に関する法令の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている権限であつて調停に関するもの
裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟規則の規定で裁判官に関するものは、家事調停官について準用する。

(平一五最裁規一四・追加)

第四章 履行確保(昭三一最裁規八・追加)

第四百四十三条の二 法第十五条の五の規定による調査及び勧告は、当該義務を定める審判をした家庭裁判所(高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原裁判所)がするものとする。

2 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による調査及び勧告に準用する。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の三 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に法第十五条の五又は法第二十五条の二の規定による調査及び勧告を囑託することができる。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の四 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に法第十五条の五又は法第二十五条の二の規定による調査及び勧告をさせることができる。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の五 法第十五条の六の規定による履行命令に関する事件は、当該義務を定める審判をした家庭裁判所(高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原裁判所)の管轄とする。

2 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による履行命令に関する事件に準用する。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の六 家庭裁判所は、法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならない。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の七 法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定による履行命令は、当該命令をするときまでに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の八 家庭裁判所は、法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定により履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対しその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の九 家庭裁判所は、次に掲げる場合に、法第十五条の七又は法第二十五条の二の規定による金銭の寄託を受けるものとする。

- 一 金銭の支払を家庭裁判所に寄託して行うことを命ずる審判が効力を生じたとき。
- 二 金銭の支払を家庭裁判所に寄託して行う旨の調停が成立したとき。
- 三 前二号に掲げる場合の外、家事審判官が、審判又は調停で定められた金銭の支払義務の履行について、その金銭の寄託を相当であると認めたとき。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の十 法第十五条の七の規定による金銭の寄託は、当該義務を定める審判をした家事審判官所属の家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原審判をした家事審判官所属の家庭裁判所）にしなければならない。

2 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による金銭の寄託に準用する。

3 前条第一号の審判又は前条第二号の調停において、寄託すべき家庭裁判所が特に定められたときは、金銭の寄託は、前二項の規定にかかわらず、その家庭裁判所にしなければならない。

(昭三一最裁規八・追加、昭五五最裁規八・一部改正)

第四百四十三条の十一 家庭裁判所は、第四百四十三条の九の規定によつて寄託を受けた金銭を、権利者の請求により、これを交付しなければならない。

2 前項の規定により金銭の交付を受けるべき者が反対給付をしなければならない場合には、寄託者の書面又は裁判書、公正証書その他の公正の書面によつてその給付をしたことを証明しなければ、家庭裁判所は、これに金銭の交付をすることができない。

(昭三一最裁規八・追加)

第四百四十三条の十二 義務者から寄託の申出がされないで三年を経過し、かつ、その間権利者から履行状況の調査及び履行の勧告の申出並びに履行命令の申立てがされなかつた場合においては、家庭裁判所は、当該寄託に関する事務を終了させることができる。

(昭五五最裁規八・追加)

附則

第四百四十四条 この規則は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第四百四十五条 第五十六条の規定は、昭和二十二年法律第二百二十二号（民法の一部を改正する法律）の附則（以下新民法附則という。）第十条の規定による財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

第四百四十六条 第七十条及び第七十一条の規定は、新民法附則第十四条第二項の規定による親権者の指定に関する審判事件に、第七十二条の規定は、新民法附則第十四条第三項の規定による親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

第四百四十七条 第九十四条乃至第九十八条の規定は、新民法附則第二十四条の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消に関する審判事件にこれを準用する。

第四百四十八条 新民法附則第二十七条第二項（新民法附則第二十五条第二項但書、第二十六条第二項及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分配に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 第四十九条及び第五十条の規定は、前項の財産の分配に関する審判にこれを準用する。
(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四百四十九条 第九十九条、第四百条乃至第四百十二条の規定は、新民法附則第三十二条の規定による遺産の分割に関する審判事件にこれを準用する。

第四百五十条 第二百十条及び第二百十一条の規定は、新民法附則第三十三条の規定による遺言の確認に関する審判事件にこれを準用する。

第四百五十一条 家事審判法施行法第四条第一項の規定により家庭裁判所に係属したものとみなされる人事調停事件においてこの規則施行前に同法による廃止前の人事調停法によつ

てした裁判所その他の者の行為は、この規則の適用については、これをこの規則によつてした行為とみなす。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二百五十二条 家事審判法施行法第十四条第一項(同法第十七条乃至第十九条において準用する場合を含む。)の規定により家庭裁判所に係属したものとみなされる人事訴訟事件においてこの規則施行前に同法による改正前の人事訴訟手続法によつてした裁判所その他の者の行為は、この規則の適用については、これをこの規則によつてした行為とみなす。

2 前項の規定は、家事審判法施行法第十五条第一項(同法第十七条乃至第十九条において準用する場合を含む。)の規定により家庭裁判所の審判に対する即時抗告事件とみなされる即時抗告事件にこれを準用する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二百五十三条 家事審判法施行法第二十三条第一項の規定により家庭裁判所に係属したものとみなされる非訟事件においてこの規則施行前に同法による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行為は、この規則の適用については、これをこの規則によつてした行為とみなす。

2 前項の規定は、家事審判法施行法第二十四条第二項の規定により抗告裁判所が非訟事件を家庭裁判所に差し戻した場合にこれを準用する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二百五十四条 裁判所がした不在者その他の者の財産の封印に関する手続は、なお家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法の規定に従い、家庭裁判所がこれを処理する。但し、家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法の規定中、区裁判所とあるのは、家庭裁判所、判事とあるのは、家事審判官、書記官とあるのは、裁判所書記官と読み替えるものとする。

(昭二三最裁規三八・昭二四最裁規一二・昭三七最裁規四・一部改正)

附則(昭和二十三年一月二十八日最高裁判所規則第三八号)抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

第九条 裁判所法の一部を改正する等の法律(昭和二十三年法律第二百六十号)第十四条第一項の規定により家庭裁判所に係属したものとみなされる事件においてこの規則施行前にこの規則による改正前の家事審判規則、特別家事審判規則及び家事審判法による申立手数料等規則(以下家事審判所規則等という。)によつてした家事審判所その他の者の行為

は、この規則による改正後の家事審判規則等の適用については、改正後の同規則等によつてした行為とみなす。

2 前項の規定は、裁判所法の一部を改正する等の法律第十四条第一項の規定により家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなされる抗告事件に準用する。

第十条 裁判所法の一部を改正する等の法律第十八条第一項の規定により抗告裁判所が事件を家庭裁判所に差し戻した場合には、その事件において家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行為は、この規則による改正後の家事審判規則等の適用については、改正後の同規則等によつてした行為とみなす。

附則（昭和二十四年七月一日最高裁判所規則第一二号）

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則（昭和二十五年五月八日最高裁判所規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年三月三十一日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則（昭和二十六年九月一五日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、昭和二十六年十月一日から施行する。

この規則施行前に家庭裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

附則（昭和二十九年五月二九日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和二十九年六月一日から施行する。

附則（昭和三一年五月二日最高裁判所規則第八号）

1 この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の家事審判規則は、この規則の施行前に生じた事項にも適用す

る。

附則（昭和三十七年四月二五日最高裁判所規則第四号）

- 1 この規則は、昭和三十七年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の家事審判規則は、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。

附則（昭和三十七年六月一四日最高裁判所規則第六号）

（施行期日等）

1 この規則は、昭和三十七年七月一日から施行し、第六条の規定による改正後の参与員規則第七条第二項の規定、第八条の規定による改正後の司法委員規則第六条第二項の規定、第九条の規定による改正後の調停委員規則第十条第二項の規定及び第十条の規定による改正後の鑑定委員規則第七条第二項の規定は、昭和三十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に要した参与員、人身保護法による国選代理人、司法委員、調停委員等及び鑑定委員の費用並びにこの規則の施行後昭和三十七年十二月三十一日までの間に支給原因の生じた参与員、司法委員、調停委員等及び鑑定委員の日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年六月二三日最高裁判所規則第九号）

この規則は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一四日最高裁判所規則第六号）

この規則は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則（昭和三十五年一〇月二三日最高裁判所規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、民法及び家事審判法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十一号）の施行の日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の家事審判規則（以下「旧規則」という。）第二十三条、第五十六条の二、第七十四条第一項若しくは第二項、第九十五条又は第一百六条（旧規則、家事審判規則及び特別家事審判規則においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりされた審判の取消し又は変更については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に効力の生じた旧規則第七十四条第一項若しくは第二項（家事審判規則及び特別家事審判規則において準用する場合を含む。）の規定による審判、親権若しくは管理権の喪失を宣告する審判（他の一方がその権利を行うこととなる場合における父母の一方に対する審判を除く。）、後見人、保佐人若しくは後見監督人の辞任を許可する審判又は後見人、保佐人若しくは後見監督人を解任する審判については、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対して通知するものとする。

4 この規則の施行前にした旧規則第十二条又は第七十四条第一項（家事審判規則及び特別家事審判規則において準用する場合を含む。）の規定による申立てその他の行為は、この規則による改正後の家事審判規則（同規則及び特別家事審判規則において準用する場合を含む。）の相当規定によつてした申立てその他の行為とみなす。

附則（昭和六二年一一月一八日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附則（平成二年五月一六日最高裁判所規則第四号）

（施行期日）

1 この規則は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

（民事保全法施行の日 = 平成三年一月一日）

（経過措置）

2 この規則の施行前に審判前の保全処分を命ずる審判があった場合においては、その審判又はその審判を取り消す審判に対する即時抗告が提起された場合における原審判の執行

の停止又はその続行を命ずる処分に関しては、この規則の施行後も、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の家事審判規則第十五条の三第三項（同規則第十五条の四第二項において準用する場合を含む。）中の執行処分の取消しを命ずる処分に関する部分及び同規則第十五条の五の規定は、この規則の施行前にした審判前の保全処分を命ずる審判に係る事件については、適用しない。

4 この規則の施行前に仮差押えを命ずる審判（家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十五条の三第五項の裁判を含む。以下この項において同じ。）を申し立てた者は、既にその申立てについて仮差押えを命ずる審判があった場合を除き、この規則の施行後遅滞なく、民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）第十八条に規定する事項、その申立ての趣旨に係る仮に差し押さえるべき物（仮に差し押さえるべき物が民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百二十二条第一項に規定する動産であるときは、その旨）及び同規則第十九条第二項に掲げる事項を明らかにするとともに、同規則第二十条に掲げる書面を差し出さなければならない。

5 この規則の施行前に仮処分を命ずる審判（家事審判法第十五条の三第五項の裁判を含む。以下この項において同じ。）を申し立てた者は、既にその申立てについて仮処分を命ずる審判があった場合を除き、この規則の施行後遅滞なく、民事保全規則第十八条に規定する事項及び同規則第十九条第二項に掲げる事項を明らかにするとともに、同規則第二十条に掲げる書面を差し出さなければならない。

附則（平成八年一二月一七日最高裁判所規則第六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法（平成八年法律第九号。以下「新法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成一二年一月七日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（家事審判規則の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の家事審判規則（以下「新規則」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。

ただし、同条の規定による改正前の家事審判規則（以下「旧規則」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

（戸籍記載の嘱託に関する経過措置）

第三条 次に掲げる審判でこの規則の施行前に効力を生じたものについては、なお従前の例により戸籍の記載を嘱託するものとし、新規則第二十一条の四第一項の規定は、適用しない。

- 一 禁治産者の後見人若しくは後見監督人又は保佐人の辞任を許可する審判
 - 二 禁治産者の後見人若しくは後見監督人又は保佐人を解任する審判
- 2 次に掲げる審判又は裁判については、なお従前の例により戸籍の記載を嘱託するものとし、新規則第二十一条の四第二項の規定は、適用しない。
- 一 旧規則第二十三条第二項（旧規則第三十条において準用する場合を含む。）の規定による保全処分の審判及び家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判でこの規則の施行前に効力を生じたもの
 - 二 旧規則第二十三条第二項（旧規則第三十条において準用する場合を含む。）の規定による保全処分の審判及び家事審判法第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判でこの規則の施行前に効力を失ったもの
 - 三 第一号に掲げる審判又は裁判でこの規則の施行後に効力を失ったもの
 - 四 第一号に掲げる審判又は裁判に係る財産の管理者の改任の審判及び家事審判法第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判
- 3 家事審判規則第八十六条（旧規則第九十二条及び第九十三条において準用する場合を含む。）において準用する家事審判規則第七十四条の規定により禁治産者の後見人若しくは後見監督人又は保佐人の職務の執行を停止する審判及びその職務代行者を選任し、又は改任する審判並びに家事審判法第十五条の三第五項の規定によるこれらの審判に代わる裁判で、この規則の施行前に効力を生じ、又は失ったものについては、なお従前の例により戸籍の記載を嘱託するものとし、新規則第二十一条の四第二項の規定は適用しない。

（審判前の保全処分に関する経過措置）

第四条 旧規則第二十三条第一項若しくは第二項又は第三十条において準用する第二十三条第一項若しくは第二項の規定による保全処分の申立て（この規則の施行前に当該申立てに係る保全処分の審判又は家事審判法第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判が効力を生じたものを除く。）は、それぞれ新規則第二十三条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による保全処分の申立てとみなす。

- 2 旧規則第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十条において準用する第二十三

条第一項若しくは第二項の規定による保全処分の審判又は家事審判法第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判でこの規則の施行前に効力を生じたものは、それぞれ新規則第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による保全処分の審判又は同法第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判とみなす。

3 新規則第二十三条第四項の規定は、旧規則第二十三条第二項の規定による保全処分の審判又は家事審判法第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判でこの規則の施行前にされたものについては、適用しない。

4 旧規則第二十三条第二項（旧規則第三十条において準用する場合を含む。）の規定による保全処分の審判でこの規則の施行前にされたものに対する即時抗告の期間については、なお従前の例による。

（禁治産を宣告する審判に関する経過措置）

第五条 禁治産を宣告する審判でこの規則の施行前にされたものの告知及び当該審判に対する即時抗告の期間については、なお従前の例による。

2 新規則第二十六条第二項の規定は、禁治産を宣告する審判でこの規則の施行前にされたものについては、適用しない。

（禁治産の宣告を取り消す審判等に関する経過措置）

第六条 禁治産の宣告を取り消す審判でこの規則の施行前にされたものの告知については、なお従前の例による。

2 旧規則第二十九条第二項に掲げる者は、新規則第二十八条第二項の規定にかかわらず、禁治産の宣告の取消しの申立てを却下する審判でこの規則の施行前にされたものに対し、即時抗告をすることができる。

（準禁治産を宣告する審判に関する経過措置）

第七条 準禁治産を宣告する審判でこの規則の施行前にされたものの告知及び当該審判に対する即時抗告の期間については、なお従前の例による。

（民法第十二条第二項の規定による審判に関する経過措置）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第十二条第二項の規定による審判でこの規則の施行前にされたものの告知については、なお従前の例による。

(準禁治産の宣告を取り消す審判等に関する経過措置)

第九条 準禁治産の宣告を取り消す審判でこの規則の施行前にされたものの告知については、なお従前の例による。

2 旧規則第三十条において準用する旧規則第二十九条第二項に掲げる者は、新規則第三十条の六第二項の規定にかかわらず、準禁治産の宣告の取消しの申立てを却下する審判でこの規則の施行前にされたものに対し、即時抗告をすることができる。

(禁治産宣告の公告等に関する経過措置)

第十条 禁治産若しくは準禁治産を宣告する審判又はその取消しの審判でこの規則の施行前に確定したものについては、なお従前の例により公告し、かつ、戸籍事務を管掌する者に対し通知するものとし、新規則第二十一条の四第一項の規定は、適用しない。

(後見人等の選任の通知に関する経過措置)

第十一条 禁治産者の後見人若しくは後見監督人又は保佐人を選任する審判でこの規則の施行前に効力を生じたものについては、なお従前の例により戸籍事務管掌者に対し通知するものとし、新規則第二十一条の四第一項の規定は、適用しない。

(準禁治産者に係る審判に関する経過措置)

第十二条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関する家事審判規則の規定の適用については、附則第三条及び第八条から前条までの規定によるほか、なお従前の例による。

附則（平成一三年二月一九日最高裁判所規則第一号）

この規則は、少年法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十二号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日最高裁判所規則第一四号） 抄

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一五年一一月一二日最高裁判所規則第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、法の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成一六年四月一日）

（経過措置）

第二条 この規則の規定は、法の附則に特別の定めがある場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この規則の施行前に民事訴訟規則により生じた効力を妨げない。

附則（平成一七年一月一日最高裁判所規則第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成一七年四月一日）

附則（平成一七年二月七日最高裁判所規則第四号）

この規則は、民法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二三年二月八日最高裁判所規則第一号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 家庭裁判所は、当分の間、この規則による改正後の家事審判規則（次項において「新規則」という。）第十一条第二項に規定する費用を、金銭に代えて登記印紙で予納させることができる。

3 この規則による改正前の家事審判規則第十一条第二項又は前項の規定により予納させた登記印紙の管理については、新規則第十一条第三項の規定を準用する。

附則（平成二三年一二月二日最高裁判所規則第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

(家事審判規則の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の家事審判規則（附則第四条において「新規則」という。）の規定は、附則第四条の規定による場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の家事審判規則の規定によって生じた効力を妨げない。

(親権の喪失の宣告等の通知に関する経過措置)

第四条 親権又は管理権の喪失を宣告する審判（他の一方がその権利を行うこととなる場合における父母の一方に対する審判に限る。）でこの規則の施行前に確定したものについては、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対し通知するものとし、新規則第二十一条の二第一項第一号の規定は、適用しない。

2 未成年後見人又は未成年後見監督人を選任する審判でこの規則の施行前に効力を生じたものについては、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対し通知するものとし、新規則第二十一条の二第一項第二号の規定は、適用しない。